

第三十七回国会 商工委員会 會議録 第四号

昭和三十五年十二月十六日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 中川 俊忠君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

有馬 英治君

神田 博君

佐々木秀世君

笹本 一雄君

林 博君

岡田 利春君

勝澤 芳雄君

中村 重光君

西村 榮一君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

國務大臣 迫水 久常君

出席政府委員

經濟企画國務次 江藤 智君

官 總理府事務官 中野 正一君

官 經濟企画庁調 整局長

外務事務官 關 守三郎君

力部長 中小企業庁長官 小山 雄二君

委員外の出席者

通商産業事務官 柿坪 精吾君

通商局振興部 長

参考人 北野 重雄君

金庫理事長 金庫理事長

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

海外經濟協力基金法案(内閣提出第三号)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○中川委員長 これより會議を開きます。

海外經濟協力基金法案を議題として審査を進めます。前会に引き続き質疑を續行いたします。

○松平委員 きのうちよつと聞き落とした点がありますので、若干追加的質問をしたいと思ひます。事務的なこともあると思ひますが、簡単に質問します。

第一には、この基金の利息についてきのう聞いたのですが、輸銀の四分より多いことは、こゝろお答えがあつたわけだけれども、今お考えになつて利息というものは、大体どの程度のことを考えておられるのか、それを伺つておきたいと思ひます。

○中野政府委員 本基金の貸付の利率につきましても、輸出入銀行よりも有利にするというので、輸銀の方は四分五厘以上ということになっておりますので、それ以下にしたいと思ひます。

○松平委員 それはわかつてゐるのですけれども、具体的にどの程度のことを考えているのかということ。われわれがこゝ前聞いたところによる

と、二分四厘ということを知つてゐるわけ。それはソビエトの貸してゐるのが二分五厘だから、それより一厘安いということ。二分四厘としたのだらうと思はれるのだけれども、その辺のところはどう考へておられるかということを知りたい。

○中野政府委員 利息につきましても、御承知のように業務方法書で定めるところになっております。先ほど申し上げましたように、輸出入銀行よりも有利にするというので、具体的に、もちろんまだきまつておりませんが、大体三分程度とお心得願へば、大体その辺に持つてゐるのじゃないかというふうに考へております。

○松平委員 もう一つ伺つておきたいのは、担保を、きのうはとることもあるし、とらぬこともある、こゝろどう考へた。そこで海外經濟協力の場合においては貸付のことを想定すると、なかなか担保というものがとりにくいのではないかと。そこで貸し倒れというものも出てきやせぬかと思ひますけれども、原則として担保をとる、こゝろの考へでありますか、あるいは原則として担保は要らない、こゝろの考へ、その原則はどうです。

○中野政府委員 担保につきましても、原則としていたしましてはとるという建前にはなつてゐますが、具体的ケースに従ひまして、今お話のございましたように、實際問題として担保をとることは非常にむづかしい。しかもその事業の内容が適切で、しかも事業達成の見込みが非常にあるということであ

りますれば、法律上から申しましても貸し得ることになっておりますので、そこは弾力的に考へていきたいと思ひます。

○松平委員 そうすると、担保をとらぬ場合も、かなりこの場合は出てくると思ひます。輸銀等々とは違つた行き方をしなければならぬ。その結果貸し倒れもかなりあるかと思ひます。従つて、そういうのに対する監督官庁たる企画庁あるいは至つて會計検査院、そういうところの監督の仕方というものが、これが運用ということがどういふふうになつていくかということ考へてみると、かなり總裁並びに理事の諸君が監督がきびしければ縮んでしまふ、そして結局銀行業務と同じようなことになるおそれもある、こゝろの考へが心配されるわけ。そこで、これは監督官庁たる企画庁長官にお伺ひしたいのだけれども、この銀行業務とこれが違ふところ、これは、ただ単に今おつしやいました利息を安くするとか、あるいは長期にするとかいふようなことだけではなくて、やはり日本の經濟協力を強力に今後進めていく上において、いわゆる「コマーシャル・ベース」でない観点からやつていかねければならぬと思ひます。

従つて、そういう観点に立つときには、かなり手心も加えなければならぬのじゃないかというふうにも思はれます。きびしくしたら、これは借り手がなくなるのです。ゆるくしたらまた変なことになる、こゝろの考へに思ひますが、その辺のところはどう考へて

うまく調節していくとお考へであるのか、お伺ひいたします。

○迫水國務大臣 これは總裁以下の幹部の人選などについて非常に重要な要点になるのじゃないかと思ひます。あとどういふふうには監督していくかという、これは今後における歴代經濟企画庁長官の政治的感覚の問題じゃないかと私は思ひますけれども、少なくとも私に關する限りでしたら、そこは一つうまくやりたいと思つておりますけれども、どういふ標準でやるかということを具体的に書くわけにもいかなないし、文章にして残すわけにもいかなない。要するに、時宜に適し、厳に失せず、緩に流せず、こゝろいふようなことにしかならないのじゃないかと思ひますが、どういふふうにお答えしたいか、こゝろいふふうな氣持でおります。

○松平委員 その氣持はよくわかるのですが、さうだとすると、今あなたのおつしやいましたように、總裁並びに理事の人選ということ、きわめて大事だと思ひます。こゝろの考へは、一面からいいますならば、こゝろいふ適當な者を持つてくるような待遇というものがないければならぬと思ひます。そこで承ると、總裁、理事というものは大した俸給でもなさうだ。しかも總裁一人、理事二人、こゝろいふわけであつて、理事の中の一名は輸銀の方から派遣されてくるというのであつて、これは兼任みたいなものになる。さうすると、總裁と理事と二人だけで首脳部はこの仕事をやつていかなければなら

ぬ。そういうことになりますね。だからよほどの有能者でなければならぬけれども、現在予定されているような俸給では、なかなかいい人が見つからぬのじゃないかというふうに、まず第一に考えられます。それから第二は、理事は二人あるけれども、結局一人は兼任であるから、重要なことはできない。そうすると、この理事が予算の折衝から、国会の答弁から全部引き受けなければならぬ。すべての対外折衝、部内の仕事、そういうものを一人でやらなければならぬ。こういうことにならぬのですが、五十億からあなただはすぐ百億にしたいというのだから、将来もっと大きくなるでしょう。そういうことにすると、やっぱり理事はもっと作つたらどうか、こう思うのです。聞くとところによると、大蔵省は作つてもいいじゃないかと言つておるけれども、あなたの方で非常に萎縮してしまつて、そんなに要らないんだと言つておることを聞いておるわけです。そこらところを伺つておきたいと思ひます。これで私の質問を終わります。

○迫水国務大臣 きわめてごもっともなお話でございます。総裁というのは専任の総裁を置いて、俸給は大体輸入銀行に準ずるといふ考えですが、専任の総裁を置くか、もう少し有能なりっぱな人を連れてくるためには、兼任でいろいろの兼職を許可することが出来るわけですから、そういうふうに幅広く総裁の人選については考えたいと思ひます。それから理事の増員については、今、松平さんのお話しのような話も政府内部でありますけれども、この前の提案をここで変えようと

またそれを説明しなければならぬので、社会党さんにだいいふなにならうと思つて、原案の通り出したのですけれども、だんだんに機構が大きくなるに従つて整備していきたいと思つております。

○中川委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 海外経済協力基金法案について、一、二まだわからぬところがあるので、お尋ねしたいと思ひます。すでに松平委員からの質問の点と重複する点があるかも知れません。が、今までの答弁では十分私にはわかりませんので、あえてお伺いする次第であります。

まず第一に、本法の目的が第一条に定められてあります。その点を読みますと、「その開発に必要な資金を日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なもののために必要その円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、云々」となつておる。この海外協力基金というのを作らなければならないのだと思ひます。ところがこれだけでは十分わからないので、これがこれによつて読むと、いわゆる金融ベースに乗らないものについて貸していくのだ、こういうようなことも解釈できるのですが、これはあくまで経済的な理由だけでいいですか。それとも政治的な理由はありませんか。

○迫水国務大臣 どうも反問して相済まないのですけれども、あくまで経済的なものというよりは、金融ベースに乗らないところが経済的な問題かという、こういうお話でしょうか。設置をする目的は経済的な目的だけか、政治的な目的も入つておるのか、こういう御質問ですか。

○田中(武)委員 そりです。

○迫水国務大臣 経済的にお答えしておいた方がいいと思ひます。

○田中(武)委員 今、率直に大臣が言つたように、これはあくまで金融ベースに乗らないものに特別に金融をつけるのだ、あるいはまた出資をやるのだ、こういうことがこの基金設置の目的、その必要とする理由だと思ひます。ところが実際はそうではなくして、私は経済的な理由よりほかに政治的な理由がある、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。これを明らかにしてもらいたいと思ひます。これを明らかにしてもらいたいと思ひます。これを明らかにしてもらいたいと思ひます。

アイゼンハワーは、本年秋に大統領選挙があるというこの含みもあつてと思ひますが、当時四十二億ドルの赤字が国際収支において出ておる、これを解消していく、それには次のような方法でやるという三つの案があげられておる。その一つに、今までアメリカが行なつておつた後進国開発を、日本その他に転換させるのだ、こういうようなことを言つておるわけでありまして、そういたしますと、それと時を同じやうして出てきましたこの法案、これは前の通常国会に出てきたやつなんです、が、アメリカの大統領教書によると、後進国開発を肩がわりするのだ、こういう点と関係がある、こういうふうに思ふわけでありまして、同時に、これもあとでお伺いしたいと思つておるんですが、対象となるのが「東南アジア等」となつておるが、一体これはどこの国になつておるのか、それとそれらの国に対する日本の賠償との関係、賠償をそれ自体も経済協力ということにならうと思ひますが、この関係を考へてみた

ときに、多分に政治的意図があると思ふ。その点をつつ明らかにしてもうた方がよいのじゃないかと思ひます。

○迫水国務大臣 今御質問に相なりました意味で政治的という言葉をお使いになるならば、そういうことではないと思ひます。そういうことではないと思ひます。そういうことではないと思ひます。そういうことではないと思ひます。

○田中(武)委員 それじゃどういふ意味ののですか。これはあくまで金融ベースに合致ぬものに対して金融する必要からというだけじゃないかと思ひます。その点については、特別なもの一つの方法をとつてもいいわけですか。それをあえて基金というものを作つてやることに、私は政治的意図があると思ひます。それでは「東南アジア等」ということになつておるんですが、具体的にどういふ国を考へておられるのですか。安保委員会じゃないけれども、東南アジアの地図でペン押えてもらいましよ。

○中野政府委員 この法案で言つておる東南アジア地域といふは、パキスタン、インド、ネパール、スリランカ、ミャンマー、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジャバ、東南アジア全体ですか。藤山さんの極東の範囲と同じようなことを言つておるのです。東南アジアはどことどことどこまでくらいだ、こういうことにはないのですか。それは将来においてまたふえていくかも知れないが、現在のところ考へておられる国の名前、五十億円の範囲内において。

○迫水国務大臣 私が経済的と申したのは、その一つ一つの事案ごとに金融のベースには乗らなくても、全体的に考へて、たとえば日本の輸出市場をそれによつて確保すると、広く低開発国を開発して、その国の購買力を増すことによつて将来の日本の輸出市場を確保するとか、あるいは日本の原材料を確保する場所をそこで持つとか、そういうことで、すべてそれは広い意味では経済的な事案ですね。個々の事案については金融のベースに乗らないといふようなものも、広く経済的に考へていくという意味で申し上げました。

○田中(武)委員 それで、全世の低開発国ということなんですけれども、これに書いてある通り「東南アジア等の地域」「東南アジア」とわざわざ出しておるのを見ると、東南アジアの地域が主たるものになることは明らかであります。

○田中(武)委員 話が二つになるが、こつちから片づけましょうか、それじゃ東南アジアの具体的な国ですね。東南アジア全体ですか。藤山さんの極東の範囲と同じようなことを言つておるのです。東南アジアはどことどことどこまでくらいだ、こういうことにはないのですか。それは将来においてまたふえていくかも知れないが、現在のところ考へておられる国の名前、五十億円の範囲内において。

○中野政府委員 いや、パキスタン、インド、ネパール、スリランカ、ミャンマー、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジャバ、東南アジア全体ですか。藤山さんの極東の範囲と同じようなことを言つておるのです。東南アジアはどことどことどこまでくらいだ、こういうことにはないのですか。それは将来においてまたふえていくかも知れないが、現在のところ考へておられる国の名前、五十億円の範囲内において。

○田中(武)委員 それと具体的な国をいふは、どういふ国になりますか。地図を持ってきてもらつて教へてもらおうか——それは地図がきてからにいたしましよ。その政治的な意図ですね。私は経済的な意図だけでなくて、やはりそこには何か政治的意図があると思ひます。しかしそれが言えないというならそれでよろしいが、やはりアメリカの後進国開発についてアメリカのドル防衛といふか、その当時はドル防衛と言つてなかつたが、四十二億ドルの赤字を本年度に解消する、そのためにはかくかくの方法をとるといふ中に、ア

○中野政府委員 いや、パキスタン、インド、ネパール、スリランカ、ミャンマー、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジャバ、東南アジア全体ですか。藤山さんの極東の範囲と同じようなことを言つておるのです。東南アジアはどことどことどこまでくらいだ、こういうことにはないのですか。それは将来においてまたふえていくかも知れないが、現在のところ考へておられる国の名前、五十億円の範囲内において。

メリカが行なつておつた後進国開発を日本に肩がわりさすのだ、こういう意味のことが一般教書に出ておるわけなんです。これと関係があるように思ふのです。

それから東南アジアの地域についてはあとに回しまして、基金の財産といいますが、基金のあれになるのは附則の七条と八条の第二項ということになつておるのです。七条の方で五十億円というのがはつきりしておるわけです。八条の二項の方の金額は今幾らくらいになるのですか。

○中野政府委員 基金の積み立ての運用利益は、十月末で三億七千五百万円になつております。

○田中(武)委員 それをこの附則八条二項によつて全部基金へ回すのですか。

○中野政府委員 その通りでございます。

○田中(武)委員 それから二十条ですが、「本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業」ということになつておるのですが、この「緊要と認められる事業」というのは、一具体的に言つてどんなものを考へておられるのですか。

○中野政府委員 この法文にありますように、東南アジアの地域の産業の開発に寄与し、同時に本邦との経済交流を促進するために特に大事と認めるといふ意味でございます。これは経済交流の観点、あるいはその地域の開発上特に大事な開発事業というふうに解釈いたしております。

○田中(武)委員 緊要なという言葉の國語上の意味を聞いておるのじゃないのです。いいですか。具体的に緊要

と認める事業というのはどんなものを考へておるのか、すなわち、この設置の目的が金融ベースに合わないものである、そうするならば金融ベースに合うものであるならば、これは何も別に作らなくてもいいわけなんです。輸出取引銀行でいいわけなんです。ところが金融ベースに合わずして緊要と認められる事業というなら、その範圍から特異なものが出てくるんじゃないですか。

○中野政府委員 金融ベースに乗りないうと申しますのは、輸出入銀行なり一般の金融機関の通常の金融ベースです。そういうものに乗りないう事業で、特別にその事業の内容なり業種、将来性、目的等から見まして非常に大事である。しかししたとせば今問題になつておりますカリマンタンの森林開発のように、非常に開発期間が長いかかるというふうなものは輸出入銀行あたりの金融ベースには乗らないわけでございます。たとえば五年とか七年くらいでこれを回収するといふようなことでなく、非常に開発に長期間かかります。金の回収にも非常に時間がかかるというふうなものは、その事業が大事でありまして普通の輸出入銀行の金融ベースには、従来の例からいいますと非常に乗りがたい、そういう事業で非常に大事なものがありますので、そういうものを取り上げていきたい、こういうことです。

○田中(武)委員 だからそういうことであるから、たとえば水産業とか林業とかいったような、いわゆる短期間に回収ができないというふうなところに金をほり込んでいく、短期間に回収ができるし、またそれを入れれば直ちに

に収益が上がるということがわかつているものならば、何もこれでなくたっていいわけなんです。だからそういうところからおのずと特定の事業の範圍というものが出てくるんじゃないか。それをどう考へておるのか。あなたが今一例をあげられましたが、水産業とか林業とかということが重点じゃないですか。

○中野政府委員 今御指摘のありましたように資源開発、それから林業の開発、あるいは水産業の開発、また中小企業等が進出したします場合も、これも担保力その他の点からいいますと、なかなか普通の金融ベースに乗りがたい、こういうものが基金ができますと非常にやりやすくなるというふうに考へております。

○田中(武)委員 そうすると、あくまで具体的にこのいう産業ということはないわけだ。その答弁を避けておるように思われますが……。

○中野政府委員 特定の産業に限定するといふことは考へておりません。この法律の趣旨に従ひまして東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、日本との経済交流に貢献するといふもので、普通の金融ベースに乗りないうものをあげましたようなものが相当運用の中心にはなつていくと思ひます。

○田中(武)委員 二十条によると、結局調査段階から試験段階、それから開発段階というふうなすべてがやれることになるわけですね。それからまた合弁会社を作るといふようなこともやれる、こういうふうに解釈するわけなんです。そうして実際は二十二条の業務方法書にかかってくるのじゃないかと

思ふのです。業務方法書によつてどういうふうにしていくか、どういうふうなやつに貸し付けていくか、あるいは競合した場合にどちらを優先するかというところは、ここで出てくると思ひます。そこで先ほど松平委員からも利息のことについて若干の質問が出ておりましたが、この業務方法書は法律の建前から見るならばいわゆる基金ができて、総裁以下の役員ができ、その以後に作る、こういう格好をとつておるのです。実際はすでにこの業務方法書についての基準というものが、あるいは基礎となるようなものは考へておられるのでしよう。それを発表していただきたいと思ひます。それが考へていないというなら、何もかも作つてその人を任命して、そしてお前たち作つてもそれを経済企画庁長官が認可するのだ、こういう格好、法律はそうなつておるのです。しかしそんなばかなことはな

いと思ひます。あなた方はある程度の基準は考へておられると思ひますが、業務方法書について考へておられる現時点における基準を示して下さい。

○中野政府委員 業務方法書は法律にありますが、基金ができましてから作りまして、企画庁長官の認可を受けることになつておりますので、あくまでこの基金ができましてから成案ができると思ひます。ただ役所の立場をいたしましてその内容等について、たとえば利息をどういうふうにするかとか、特に問題になるのは貸付の期間であります。そういうような問題は一応検討はいたしております。しかし詳細なものを作つて、この基金に押しつけるということにやなしに、基金ができましてから、その申請を待ち

まして認可する、こういう段取りにいたしたいと思つております。

○田中(武)委員 法律の建前はその通りなんです。基金ができまして総裁以下の役員ができる。そうしてそこで業務方法書を作つて、経済企画庁長官の認可を受ける、こういうことが法律の建前なんだ。しかしながらそんな白紙でその人たちにまかすというわけではないのだらう。すでにこういうことを法案に出す以上は、もうあなた方の腹の中というか、頭の中では大体初代総裁その他のことも考へておられるのじゃないか。あるいはそのことについて大体の、たとえば先ほど利息について三分、こういうことを言つておつたが、そのようなこと等についてある程度の基準は考へておられると思ひます。よ。ノー・ブローでまかすのですか、どうなんですか。

○中野政府委員 業務方法書で一番問題になりますのは、今御指摘の利息の問題と貸付の期限の問題と、担保の問題だろつと思ひます。そういう点につきましては、たとえば期限等につきましては、通常は十年以内、特別の場合で最高二十年ということになつておりますが、この基金につきましては輸銀のベースに乗りないうものでもあります。それから利率につきましては、先ほど申し上げましたように三分程度と

いふように、担保については相当弾力的に考へてもらふ、そういう大きな方針はきめておりますが、業務方法書の詳細につきましては、基金ができから作成するということになつております。

○田中(武)委員 要は、この基金の今後の運営はこの業務方法書にかかってくるわけなんです。しかも今あなたがおっしゃった期間、利率あるいは担保の問題、これも重要だが、もう一つ先に、どういうところに貸し付けていくかということ、これは一条と二十条との関連において選択しなくてはならぬと思うのです。どういうように貸し付けるか、その貸付範囲の基準というのか、そういうようなものを業務方法書で設けるんじゃないですか。そんなものなしに、これは東南アジア、具体的にどこそここの国の何々事業にやりますんじや、こういうことならばどこでも何でも貸すというが、大体同じような問題あるいは質の違ったことについての申し入れが競合した場合、優先順位を定める基準というものがあはるはずなんだ。そういうことについてどう考えるか。それは考えていないのですか。

○中野政府委員 期日なり業種等の限定というものはもちろんいたしません。業務方法書はいろいろ業種に貸せというふうな限定はいたさないと思います。

○田中(武)委員 そうすると、二十条の「緊要と認められる事業」ということだけで規制していくわけですか。

○中野政府委員 業務方法書には、法律の趣旨に従いましてそういう点は書くことになると思いますが、特別の限定はいたしません。これは運用でやっていくということでありまして。

○田中(武)委員 一条の目的が先ほど言ったようにばく然としていくわけですね。二十条では今言ったように「緊要と認められる事業」、これもばく然としておるわけです。それから具体的に

的には業務方法書でこれこれとこう言うのだから、その貸付の範囲というのか、どういふものに貸し付けるのだ、あるいはどういふものとどういふものが競合した場合にどういふものを優先するんだというふうなことは、そのときそのときの運営にある。ということとは、その職に当たる人の勘あるいはその人の情実でやる、こういうことですか。

○中野政府委員 この基金の運用にあたりましては、あとにもございます。関係官庁の運営協議会というものが作っておりまして、関係省とも十分連絡をとりながら、また関係省も運営協議会の合議体として意見を言うことができるということになっておりまして、そういう今言われたような競合する場合とかいろいろの場合が、実際の問題としては出てくると思いますが、その運用については慎重にやっていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 それでは目的を書き、金額を示して申し入れをする、それを一々運営協議会にかけるのですか。運営協議会はそのものやらないでしよう。そうすると具体的に窓口なりその直接の場所においてこれを認めるとか認めないとかいうことは、あなたの答弁に關する限り、總裁あるいは理事その他の職員のとときときにおける勘あるいは情実によつてこの五十億円の金が動かされる、こういうことに結論はなつてくるのと同じです。

て、また十分の審査なり調査をした結果を見まして適用するということになると思ひます。

○田中(武)委員 輸出入銀行がどうか、過去がどうかからそれが正しいという建前に立つて言つておるのじゃないのです。いいですか、たとえば国民金融公庫にしたつて中小企業金融公庫にしたつて、こういうやつには貸すが、こういうやつには貸さない、こういう基準があるのです。そういうのがここにあるのかないのか聞いておるのです。あなたのところではないと言われる。ただ緊要な事業、開発事業、法律上これだつたらいいんだ、こういうことなんです。そんなばく然としたのでいいのかと聞いています。あなたはその通りでございましてと答えておるが、その通りかと聞いておる。

○中野政府委員 その通りでございませう。

○田中(武)委員 その通りといつても、そんなことでこれはいいのかね。こんな抽象的に書いてあるだけで、業務方法書に具体的に書かずに、現在五十億だが、将来百億にも、もつともするといふその金を運用するのに、貸付に対する範囲の規制とか基準とかいうことを、そんなことでやつていくのですか。そんなたよりない答弁だつたら、これは再検討する必要があると思ひます。しかも、たとえばこれは引き合ひに出すのは例がよくないかもしれないませんが、自転車振興会ができたときに、その運営について業務方法書を作ることになつておつた。ところが現在までできていない。だから会長やめると僕は言つた。これはそんなことなしに、すぐ作るだらうと思ひますが、

業務方法書にその一番基準になるものを書かないという、そんなたよりないことで、国の五十億の金を一人、二人の理事なり總裁の勘によつて貸し付けるということではないのですか。それでいいのですか。

○田中(武)委員 お話はよくわかるが、中野局長の答弁も、別に特に田中さんと反対な立場だとは思ひませんけれども、ただ、勘と情実という言葉をお使いになつたが、それを合理的な判断といふふうな言い直していただければいいんじゃないかと思ひます。勘と情実といふんじやだめなんです、それは決してそういうことにならないと思ひます。ただ業務方法書において、水産業といふ名前が出てくるかあるいは中小企業といふ名前が出てくるか、そういうような事業と単純に言わないで、それを若干分類して何々等と例示するかどうか。これは例示するかもしれない。したが方がいいならするようには指導をいたします。それで結局緊要という言葉は、通常その中で大事なもののいう程度の意味でございまして、それから、林業とか、若干の例示を出せ、特に重点を置くものについて例示を出せ、こういうお話ならば、よく考えまして、業務方法書を作るときに若干の例示をする。しかしそれに限定するわけにはいきませんから、当然等という言葉がそれにくつくと思ひますけれども、よく御趣旨は考えます。

出てくると思ひます。だからそういう点について重点というのか、最優先という言葉がいいかもしれないが、まず順位を上へ持つていくんだ、そういうことを言うてもいいかたつたわけなんです。ところが局長の答弁によると僕は勘と情実と言つたけれども、大臣は合理的判断と言つたが、結局はその人の判断がオールマイティになつてしまふ。そういうことではいかぬ。こういうことですから、大臣の答弁を了承いたしますと、大臣の答弁の趣旨によつて業務方法書なり貸付基準なりを設けられるよう希望をいたしておきます。

それから三十一條でしたか、ここに給与及び退職手当支給の基準を設ける、こういうことが書いてある。これはもちろん企画庁長官の承認を受けることになっております。ところが、これは今からできるのですが、今までにできておる政府機関とでもいいですか、たとえば公庫、公団、こういうところの退職金等を見ますと、役員さんの退職金というのははつきりしておる。在職期間に対して何カ月、一カ月で給与の半分とかなんとかいうことで、二年もいけば何百万円というふうな退職金になる。ところが一般の職員については、まだはつきりしてないというのが実情なんです。こういうことから考えて、その給与及び退職手当の支給の基準、これは役員だけでなく職員もともにある、たとえばまたこれも変な例だが、日本自転車振興会にいたしましても、業務方法書を作る前に、自分たちの給与と退職金をきめた、これが一番初めきめた問題です。それと同じようなことにならないように、職員の退

○田中(武)委員 さすがは大臣の答弁の方がよろしい。私が言わんとするのは、原産地あるいは中小企業、こういうところがいわゆる金融ベースに合わないということが一番に

然としておるわけです。それから具体

は、また十分の審査なり調査をした結果を見まして適用するということになると思ひます。

○田中(武)委員 お話はよくわかるが、中野局長の答弁も、別に特に田中さんと反対な立場だとは思ひませんけれども、ただ、勘と情実という言葉をお使いになつたが、それを合理的な判断といふふうな言い直していただければいいんじゃないかと思ひます。勘と情実といふんじやだめなんです、それは決してそういうことにならないと思ひます。ただ業務方法書において、水産業といふ名前が出てくるかあるいは中小企業といふ名前が出てくるか、そういうような事業と単純に言わないで、それを若干分類して何々等と例示するかどうか。これは例示するかもしれない。したが方がいいならするようには指導をいたします。それで結局緊要という言葉は、通常その中で大事なもののいう程度の意味でございまして、それから、林業とか、若干の例示を出せ、特に重点を置くものについて例示を出せ、こういうお話ならば、よく考えまして、業務方法書を作るときに若干の例示をする。しかしそれに限定するわけにはいきませんから、当然等という言葉がそれにくつくと思ひますけれども、よく御趣旨は考えます。

○田中(武)委員 さすがは大臣の答弁の方がよろしい。私が言わんとするのは、原産地あるいは中小企業、こういうところがいわゆる金融ベースに合わないということが一番に

職金もはつきりさせておいてもらいた
い、これは要望として申し上げます。

それから給与等につきましても、こ
ういう政府機関の職員はいわゆる公務
員でもなく民間でもないという中途半
端に置かれて、現在も公務員の給与に
関する人事院の勧告をめぐりましてデ
リケートな問題を起しておるという
ことは御承知だと思います。そういう点
から考えまして、この三十一条の実際
の運営に当たっては、役員さんだけ
なく職員の問題についてもきめる。同
時に長官はそういう頭でもって役員だ
けのものなら認可しないで、職員の退
職金もともに含めてくるということに
よって認可するように希望いたして
おきます。

それでは地図が来たようですから、
たとえば日本が今まで賠償を支払い、
あるいは支払うことになっている国と
の関係、こういうことについて説明し
て下さい。

○開政府委員 そこに差し上げました
通り、パキスタンから東の方の国の名
前を具体的に申し上げますと、パキス
タン、インド、ネパール、ビルマ、マ
ラヤ、シンガポール、セイロン、その
ほかインドネシア、タイ、ベトナム、
カンボジア、ラオス、フィリピン、
そのほか小さなところをいたし
ましては、サラワク、ブルネイ、北ボ
ルネオというものを考えております。

○田中(武)委員 大体ビルマまでく
らいだろうと思っておったのが、今度は
そうでなくパキスタンまで行くのです
ね。そうするとたとえばベトナムなん
だが、北と南に分かれておりますね。
これは北も南も一緒ですね。

○開政府委員 さようであります。

○田中(武)委員 区別はないわけだ
ね。

○開政府委員 この基金の適用は法文
上の地理的概念をいたしましては今の
ようなことになると思いますが、実際
運用する場合におきましては、やはり
金が全然返ってこない、いろいろな問
題がたまたま起きまして資金の回収
について交渉もできないというよう
なところには、なかなか金が行きにく
いというところになると思いますが、こ
こに法文上申します東南アジアという
ものには当然北ベトナムも入る、こう
いうふうに考えております。

○田中(武)委員 法律上では同列だ
けども、運営においては区別がある、
こういうことですか。それはいわゆる
回収等の関係から見てもそうするな
ら、たとえば南ベトナムの去年より一
年前にもめた例の賠償問題と、こう
いう基金運用とは関係があるのかない
か。

○開政府委員 別に賠償と直接関係し
てどう運用するということではな
いと、私は考えております。

○田中(武)委員 しかし賠償も結局は
経済開発に協力するという建前でやる
のでしょ。

○開政府委員 終局的な効果におい
ては経済協力になるでしょうけれども、
動機におきましてはやはり日本が自
動的にやるものではなくて、相手国に
対して戦争の損害をいいますか、そ
ういふものを賠償するという建前でや
っておる。そこがやっぱり違ひ。それ
からまたその賠償をやりますときには、
やはり二国間ではつきり賠償に関する
条約なり協定なりを作ってやる。そこ
に

おいて自発的にやる普通の経済協力と
は違っております。

○田中(武)委員 そうしますと、結局
賠償も結果だけ見ると、その後進国の
経済開発ということになると思うのだ
が、賠償の場合は受動的であり、その
基金運用の場合はこっちが能動的であ
る、そういうことですか。

○開政府委員 賠償の場合は、つまり
多くの場合日本側が勝手にあれをや
る、これをやるということではできない
わけです。賠償を受ける国からこれを
やってくれといわれまして、それをわ
けが考慮いたしまして、これはやっ
てやろう、これはやってみようとい
うことになって、大体話し合つて具
体的にやるといふことになるので、そ
の点において普通のわが方が一方的に
やる経済協力とは違ひ、こういうこと
を申し上げている。

○田中(武)委員 どうもその程度の答
弁しかできないだらうから、それでや
めておきましょう。

それから最後に、これも松平委員か
らの質問で長官からの答弁もありま
したが、この三十六条ですね。「経済企
画庁長官は、この法律の規定により認
可又は承認をしようとするときは、外
務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に
協議しなければならない。結局これに
関係を持つのは四つの部門になるわけ
です。きのう松平委員からも質問が
あったが、これをなぜ経済企画庁に持
てきたのか、こういう質問も出てお
りました。それは答弁があつたから
いいといたしまして、結局はこの三省
との連絡協議というところをうまくや
れなければならぬ、こう思いますの
で、その点について長官の決意とい

てはおかしいが、考えだけを聞かして
おいていただきたいと思ひます。

○迫水国務大臣 昨日も松平さんにお
答えをいたしました。全般的にこの
低開発国に対する協力という問題につ
いて、少なくとも事務的にはもう
ちよつとよく連絡をしなければなら
ない、全く関係各省間の連絡をよくし
なければならぬという御指摘は全く私も
同感でございます。その点について
は十分に考えて何らかの仕組みを考え
ようと思つておるというところをお答
え申し上げますが、従いましてこの三
十六条の適用におきましても、そうい
う意味で十分連絡をよくしていきたい
と思つております。

○中川委員 他に御質疑はございま
せんか。——他に御質疑はないよう
でございますので、本案に対する質疑を
終局するに御異議ありませんか。

○中川委員 御異議なしと認め、本
案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員 引き続き本案を討論
に付するわけですが、討論の通
告がございせんので、これを行ない
ませう。直ちに本案を採決いたした
いと存じます。御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中川委員 御異議なしと認めま
す。

これより海外経済協力基金法案を採
決いたします。本案に賛成の諸君の起
立を求めます。

○中川委員 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決ま
した。

○中川委員 この際本案に対し自由
民主党、日本社会党、民主社会党三派
共同提案の附帯決議を付すべしとの動
議が提出されております。

松平忠久君より趣旨の説明を聴取す
ることいたします。松平忠久君。
○松平委員 ただいま可決されました
海外経済協力基金法案に對しまして、
附帯決議を提出したいと存じます。
委員長から発言がありましたように
三党の共同提案でありまして、その
趣旨を説明申し上げたいと思ひま
す。案文を最初に朗読したいと思ひ
ます。

政府は、本法の施行に當り、左の
事項に留意すべきである。
一、東南アジア地域等の開発の現況
にかんがみ、開発資金の充実に機
構の整備拡充に一層努力すること。
と。

一、基金の業務の機動性にかんが
み、関係行政機関の協調体制を確
立整備し、基金の業務の円滑な運
営を図ること。
一、基金の海外活動については、在
外公館との緊密な連絡を保ち、そ
の運営に遺憾なきを期すること。
以上であります。

その趣旨はすでに質疑応答等におき
まして明らかにされてございますが、
第一は、この開発基金五十億と、あ
の利息の三億数千万円でありまして、
これは今日の東南アジア等の開発に
関する経済協力基金としてはきわめて
貧弱である。御承知のように国連等
におきましては、少なくとも現在より
も三

十億ドル程度の資金を低開発地域に
対しては必要とするのだ、こういう
ことをいわれておりました、それによ

て多角的な経済協力の方針並びに三
国間方式がとられておるわけでありま
す。従つて、昨日来の答弁によると、
今度の国会に予算折衝におきまして五
十億さらに要求をしておるといふお話
であります。これはどうしても相当
程度というものは盛つていかなけれ
ばならないというふうに、われわれは
考へておるわけであります。

それと同時に、先ほどもちよつと機構の問題が出ましたけれども、やはりこれがごとくに輸出入銀行におんぶしているというふうなことで、はたしていいのかどうかということも疑問であります。同時にまたこの運営に当たるいわゆる責任者といたしましても、二人やそこらでやつておつて、はたしてできるかということを考えますと、これまたきわめて寒心にたえません。従つて私どもの考え方としては、資金の充実ははかるとともに、やはり機構を一本立ちにしていくということが必要ではないだらうか、こういうふうに考えておるわけであります。

次には、この業務の機動性にかんがみて、協力体制をもつとはつきりしろ、法律にも書いてございます。しかしながら私の言いたいところは、ひとりこの基金の運営という面だけではなくて、実際はこの東南アジアの開発協力体制というものは、今のようならばらの格好ではだめなんだ、こういう考えがあるわけであります。すなわち、セクシヨナリズムを廃するような考えでいかなければ、分散体制であつてはなかなか効果が上げられません。従つて、そういう意味におきましては、これはどうしてもつと政府部内において大きな審議会等を作つて、

もつと事務的のだけでなくて、政策的な統一ある考え方をしていくということが必要ではなからうか、こういうふうに思うわけでございます。

それからもう一つ、最後に申し上げたい点は、これはこの質疑応答でよくわかる通りに、現地にどういふ事業を行なう。それをこの基金が調査すると

いっても、距離が遠くてしかも金高も大して多くないというものに対して、一々派遣して調査するといつてもなかなか困難であります。しかも、その場合に現地における担保というようなこ

つけるに至ったわけでありす。これは全員賛成でありますが、どうぞ一つそういう意味で運営に当たっていただきたいと思います。

以上申し上げまして、趣旨の説明を
終わりたいと思います。

○中川委員長　以上で趣旨の説明は終
わりました。

本動議につきましては、別に発言のお申し出もありませんので、本動議を採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて本動

議は可決され、本動議の通り附帯決議を付するに決しました。

この際、経済企画庁長官の御発言があれば、これを許可いたします。――

○追水長官。
○追水國務大臣。

提案による附帯決議につきましては、御趣旨を十分に尊重いたしましたして、御趣旨に沿うように努力をいたします。

○中川委員長
お諮りいたします。た

だいま議決されました本案に対する委

員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

が、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

本案審査のため、参考人として商工組合中央金庫理事長北野重雄君の出席を願い、意見を聴取することにした。いと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中川委員長　ただいま御決定願いま

した商工組合中央金庫理事長北野重雄君が御出席になっております。

まず北野重雄君より商工組合中央金庫の業務の概要の説明を聴取すること

にいたします。商工組合中央金庫理事
長北野重雄君。

○北野参考人 商工組合中央金庫の業務の概要につきまして、御報告を申し上げます。

本年十月末現在の状況につきまして申し上げたいと思います。まず所属の組合数でございますが、十月末現在所属組合数が一万二千九百四十四組合になりまして、本年三月末に比較いたしますと、二百七十八組合増加いたしております。

次に、貸し出し数でございますが、本年十月末の貸し出し残高は一千五百六十一億八千五百万円でございます。これは本年三月末に比較いたしますと、百六十六億一千六百万円の純増、純粋の増加となっております。これは前年同期の純増額に比較いたしますと、およそ二割の増加となっております。このように商工中金に対する資金需要がふえて参っておりますが、その内容を見ますと、貿易自由化などに対処いたしまして、生産の合理化を目的とした設備資金の需要を中心にいたしました、中小企業の体質改善を目

的といいたしました長期運転資金。さらに取引規模が大きくなるに従いまして、増加運転資金の需要がふえて参つておるのであります。これがそのおもなものでございます。また貸し出し増加の百六十六億円の内訳のおもなものを見ますと、三月末に比べまして、日本

經濟の高度成長を反映いたしました。鉄鋼、金屬、機械器具關係の製造業におきまして約五十八億の増加を見ております。その他は卸売業におきまして約三十億圓、纖維品製造業におきまして約十七億圓、これがそのおもなものでございます。また、十月末の貸し出し残高におきまして、これを期間別に見ますと、一年以上を長期と言っておりますが、その長期が四割三分五厘、一年未滿の短期は五割六分五厘となっております。また、使途別に見ますと、設備資金が二割六分、運転資金が七割四分というようになっておりまして、これを従来に比較いたしますと、長期資金がふえ、また設備資金がふえる傾向が目立ってきておるのであります。

資金状況を申し上げますと、十月末現在の運用資金の構成割合は、債券資金が六割五分余り、預金が二割余り、出資金が三分七厘、借入金その他が約一割、こうなっております、やはり依然として資金の大部分を債券に依存しておる状況でございます。十月末の債券の発行残高は、利付債におきまして五百三十六億、割引債におきまして六百四十億、合計一千百七十六億余りになつておりまして、これは三月末に比べますと約百五十九億ふえておるわけでございます。この債券のうちで政府資金にたよつておりますものが三百七

十五億でございまして、債券資金全体の三割二分になっておるのであります。三十五年度に政府のお引き受け願います額は、年度当初におきましては三十億円の予定でございましたが、今年年末中小企業金融対策の一環として、短期資金で八十億円というものの追加が行なわれることになったのであります。なおそのほか先に引き揚げられました政府指定預金の見返りといったしまして二十七億四千万円を債券引き受けの形で手当てをいたしたることになっております。

預金は十月末現在三百七十億余りでございまして、三月末よりも四十二億余りふえております。それで、その大部分が組合その他のいわゆる系統預金でございまして、これが約三百三十億、残りは地方公共団体の預金が多たものでございまして、これが約四十億ばかりでございます。

次に、年末金融の状況でございまして、今年も年末資金需要の殺到が見込まれる状況でございまして、そのためにかねて政府に對しまして財政融資の追加をお願いいたしておりましたところ、ただいま申しました短期資金八十億円、それから、ただいま御審議をいたしております政府出資二十億円、合わせて百億円というものが予定されておるのであります。おかげさまでこの第三・四半期、今年の十月から十二月末の貸し出し計画も、初めは純増百八十億円というふうに見込んでおったのであります。ただいまの御措置によりましてさらにこれをふやしまして、約二百六十億程度年内に第三・四半期分として貸し出しができる

ということになっておるのであります。大へん簡単でございますが、概況を申し上げたのでございまして、けれども、政府を初めといたしまして、特に国会の諸先生方におかれましては格別の御援助をいたしております。幸いに業務も順調に遂行し得ておる次第でございます。私どもといたしましては、この上とも、中小企業のため一段の努力を傾注いたしたいと考えておりますので、なお一そう諸先生の御支援、御援助をお願い申し上げる次第でございまして。

○中川委員長 以上で業務概要の説明は終わりました。これより本案並びに業務概要の説明に對し質疑の通告がありますので、順次これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 中小企業庁長官にまづお伺いいたしますが、いわゆる中小企業の年末融資の現況といひますか、実情を一つ説明していただきたいと思います。

○小山政府委員 例年のことでございまして、年末にはいろいろな意味の資金需要が殺到いたしますので、特に中小企業関係にそのしわがよるといひます。傾きがありますので、政府といひまして特別な手配をやっておるわけではあります。今年は政府関係機関では商工中金、中小企業公庫、国民金融公庫、三者に對しまして長期、短期いろいろな資金がございまして、合計二百億の追加融資をやったわけでありまして、これに對応するといひますか、呼応するといひますか、市中の機関におきましていろいろ中小企業向けの融資を増強する努力をやっていただきたま

して、相待ちまして数字的に申し上げますと、こういうことになっておるのであります。昨年の第三・四半期、年末といひましては大体十一月から十二月にかけてが多いのであります。統計上昨年の第三・四半期は第二・四半期より中小企業向けに純増に増加いたしました金額が災害関係を除きまして約二千七百億であります。政府機関、市中金融機関全部を合わせまして中小企業向けで約二千七百億増加したわけでありまして、今年は全国銀行にも今申しましたような努力をしてもらっております。民間の中小企業向け金融機関もいろいろ努力をしております。政府も追加投資をいたしまして、第三・四半期の合計増加見込額は約三千六百億であります。去年二千七百億ふえたというので、今年度は三千六百億ふえるということ、その差額約三百億増し、こういふ次第であります。

現実の年末資金需要の動きといひましては、設備資金は大体ずっと一定のペースで、非常に資金需要が多くなっております。短期資金はこれも非常に多くなっております。一般金融の好調あるいは米の代金の出回りといふことからいひまして、今のところは非常に逼迫したといふ感じではございません。従つて今のような手配をいたしまして、大体十分ながら年が越せるのではないかと感じをいたしておるわけでございます。

○田中(武)委員 今の長官のお話によつて、去年に比べて、市中銀行も含めて三三%資金がふえておる。従つて今のところ逼迫したとは思われない、きわめて樂觀的な話のようですが、実際はそうでもないでせう。たとえば、中小企業庁で国民金融公庫に對して、これは大蔵省が直接だから中小企業庁はどれほどの監督といふか、指導権があるのかよくわかりませんが、国民金融公庫のごときは大体申し入れた六〇%くらいがいい方で、私の知つておる兵庫県の神戸の事例ですが、年末年始の金の動きによる、これは運転資金を主としたものですが、八十万円申し入れて、すつたもんだで十五万円借りたという例があるわけですね。そういういたしますと、帯に短かしの借りに長し、実際中途半端のものしか借りられないという実情です。こういうことは公庫の支所です。八十万円の担保力がないうわけですね。そういうことでなく、何分御承知のように資金ワックが、こうくるわけですね。だから長官の言つておるような樂觀的なものじゃないと思ふのです。大体国民金融公庫に對して中小企業庁はどの程度の発言力があるのですか、それから、これは大蔵省がいいか、あるいは金融公庫の当事者と呼んでもらう方がいいのだからと思ひますが、大体国民金融公庫は申し入れに對して六〇%以下です。そういうことについてどう考えておられますか。

○小山政府委員 今のお話の通り、国民金融公庫は制度上は大蔵省の専管になつております。ただ国民金融公庫は、成り立ちが申し上げるまでもなく庶民金融公庫から始まりまして、その後中小企業の小口の事業資金を貸すといふ仕事をやつて参つた関係で、そういうことになっておるのだらうと思ひますが、中小企業関係に非常に深い関係がありますので、実は国民金融公庫

審議会といふのがあり、私もその委員になつております。たまたま北野理事長が会長をやられて、それが毎月のように審議会を開いておられます。そういう意味では関連がありますし、また通産省出身の者も理事に入つておられて、実質的には連絡をとつてやつております。今お話の国民金融公庫等へ申し込んだ、なかなか申し込みの額だけは貸せないというお話であります。国民金融公庫に限りませんが、申し込みに對する貸し出しが現実にはやられる率につきましては、いろいろ問題がありまして、充足率といひますか、申し込んだだけではなかなか貸さない、

もちろん金融機関でありますから、その事業の資金の使途等をいろいろにらみまして、この程度でやつてもらいたいといふことでいくわけでありまして、今申しました六〇%何%——国民金融公庫は總体的に大体六〇%前後の充足率になっております。申し込みに對しましてはできるだけ十分の貸し出しをしたいと思つておりますけれども、全体の資金と、その申し込みの中身の問題等を検討いたしまして、それで普通の仕事はやつてもらえるのじゃないかという感じ、こういう査定をして貸し出しをしていこうといふことで、こういう結果が出ておるのではないかと思ひます。できるだけ金融機関から無理にちよん切るというより、なかなかな無理に、今後とも指導して参りたいと思ひますが、金融の性質上まるまる貸せるというにはなかなかならぬ。その辺は無理にちよん切るような

ことのないように指導いたしたいと思
います。

○田中(武)委員 大体ほかの一般金融
でも他の機関でもそうであるが、特
に目立つのは国民金融公庫なんです。
今まで行って申し込みだけを貸したと
いう例が少なくない。そうすると、中には
申し込みとさきからサバを読んで申し込
むこともあるので、ぎりぎりのところ
を申し込まして、必要なだけはや
めんどろを見てやる、ことに国民金融
公庫を利用するのは零細企業なん
です。それが八十万円申し込んで十五万
円、貸してやらぬにもひとしいような
格好です。そういうことについて、い
ろいろと考えてもらわなければならぬ
問題があるわけです。

前にも、国民金融公庫を利用するの
は零細企業が多いところから、
大蔵だけでなく、通産と共管したらど
うかということで、若干われわれも議
論したことがあると思います。大臣
いかがでしょうか。大体国民金融公庫
というのは、一般庶民金融すなわち
更生資金等の貸付もやっております
が、利用してゐるのは零細企業が多い
のです。中小企業公庫になりますと、
お宅は幼稚園ですからちよつとこちら
の方ではということ、大体中学ぐら
いのところが中小企業公庫にいて、
それ以下の小、幼稚園は国民金融公庫
が多いのです。そういうところから
いって、零細企業対策の面から考
えても、国民金融公庫はやはり通産省で、
もつと発言権を持つてははか
いですが、共管ということも考
えられなくとも、大臣はどうで
すか。自分のところは、我田引水の議論
は吐けないと思ふんですが……。

○椎名国務大臣 ごもつともな御意見
でございます。今長官から申し上げた
ように、もともと庶民金融機関として
発足した関係上、実際問題として中小
金融の一部をやつておることは事実な
んで、そういう点から申しまして、わ
れわれといたしましては、できるだけ
われわれの中小企業に対する考え方を
実行していただくために発言権を強めて
参りたいと思ひますけれども、共管
の話はまだやつたことがないやうであ
ります。制度上の共管でなくとも、す
でに一人通産省出身の者が入つておる
ことでもありますし、今後はできるだけ
御趣旨に沿つて、こちらの考え方を
入れてもらふようにいたしたいと思つ
ております。

○田中(武)委員 時期を忘れまし
たが、前に当委員会ですういふ決議を
やつたと思ふのです。従つて、大臣が
自分のところの田に水を引くやうな言
ひ方は言ひにくいかもしれませんが、
すでに商工委員会においてさういふ決
議をしてあります。これは、国民金融
公庫を利用するものは特に零細企業が
多いという点から、この点について
もつと制度上のことを考えてもらいた
いと思ふ。同時に、これは三機関とも
に言えることなんだが、ことに中小企
業金融公庫がひどいですが、手続がう
るさい。それから申し入れてから借り
るまでに時間がかかる。中小企業金融
公庫は代理貸しを主として直接貸しを
やらない。もしやるにしても、私の方
の調査でやるならば三月も半年もか
かりますよということをおどかして、結
局窓口を銀行にしてしまふ。要は責任
のがれのような感じもするわけです。
こういう点については、中小企業金融

一般についていろいろ申し上げたい点
もありますが、これはきょうのこの法
案に関連してやろうと思つておつたの
ですが、時間もありませんから、中小
企業金融はまた別個の問題としてやる
ことにいたしまして、それらの点を考
えてもらいたい、このように思ふわけ
です。

それからせつかく理事長に来ても
らつてゐるので、北野理事長にお伺いし
たいのですが、この法案の提案理由を
聞いておると、二十億円の資金をふや
すことによつて三厘程度利息を下げる
ということなんです。これはさつぱ
らんに、大臣がおつてもかまわぬから
言うてもいいのですが、ないより
ましで、ゼロよりもいいから、二十億
円でもわれわれ賛成するわけです。し
かし実際十分なことではない。従つ
てこの二十億円ほどの程金商工中金の
今後の運営等について希望が満たされ
るか、ほんとうのことをいへば、もう
少し、この程度はいいんだということ
を、さつぱらに言つてもいい
と思ふのです。

○北野参考人 さつぱらんの話に
なるのでございすが、実は金利引き
下げにつきましては、私どもの方とい
たしましては、中小公庫、国民公庫、こ
の方で大体年利三厘下げ、さうい
う御計画があるように伺つておりました
が、少なくとも利下げの幅だけは同様に
したいというので、私の方といたしま
しても年利三厘下げたい。それにつ
きましては、中金自体の現在の経理から
さらに今後の経理の見通しというものを
考へて参りますと、三厘下げにつ
きましては、政府出資を五十億お願
いしたいというのが、われわれの強い意願

であつたわけでありまして。これは来
年度予算といたしましてはさういふ
にお願いしておりましたが、たまたま今
度の補正予算として年末金融対策の一
環という形で早く取り上げていただ
いた。その点は大へん仕合せでござい
ましたが、いろいろ政府の財政資金の
関係等もございましてこれが二十億にな
つたわけでありまして。それでさらに今
後に問題を残した形になつておるわけ
であります。現在、率直に申しまして、二
十億円でもつて年利三厘下げというこ
とになりますと、目先のところはわか
りませんが、かりに三十六年度をとつてみま
しても、だんだん貸し出しの分量がふ
えて参ります。それに従ひまして金利引
き下げによる利子収入の減少額とい
うものがふえて参るわけでありまして。そ
れだけに、今度の二十億だけで参りま
すと、三十六年度になりますと利子取
入減の約四分の三近いものを商工中金
自体のいわゆる自己努力でまかなつて
いかなければならない、さういふこと
になつて参りますので、今後だんだん
苦しくなつてくるという問題があるわ
けであります。従ひまして来年度予算
あるいはその後の政府の財政投融資に
おきまして、一方また経済界の状況とい
うものは商工中金自体の経理の状況とい
うものをこらんといたしまして、政府
において第二段の措置をできるだけお
考え願ひたいというふうにお願ひして
おる次第であります。もちろん商工中
金自体といたしましては、役員一
同、幸いにさういふ措置もつて
いただいたものでございすが、企
業内容の改善に一そう努力いたしまし

て、できるだけ今後におきまして経営
内容の悪化等のないように努力したい
という考えでおる次第であります。

○田中(武)委員 これは北野さんがい
いのか、あるいは政府当局がいいのか
わかりませんが、三厘程度の利下げと
いうものは長期、短期、あるいは組合
貸し、直接貸し等にかかわらず、商工
中金の利率を三厘程度下げるとい
うことですか、そのうちの特定なもの
だけを下げるといふのか、これが一
つ。

もう一つは、大臣が急ぐやうであ
りますから、大臣にちよつと伺いたい
のですが、先ほど申し上げましたやう
に、政府機関で金を借りる場合に手続
が複雑である、それから申し入れてか
ら借りるまでの間に期間がかかる、ま
た利子が高い、さういふことがよく
わかれておるわけでありまして。やはり特
に中小零細企業のためには迅速で簡単
な書類で、できるだけ安い金利、これ
が政府機関の存在の必要の理由だと思
ふのです。今、商工中金の北野さんか
らもさういふ意見がありましたけれど
も、一応今回の補正予算では二十億だ
が、通常国会に出る三十六年度予算等
については、さういふ商工中金を初
め、中小企業金融公庫、国民金融公庫
等についてどの程度の予算、あるいは
政府出資、あるいは投融資等を考へて
おられるのか、あるいは今後それに対
してどういふようにされるのか、大臣
の所見だけを伺つておきます。

○椎名国務大臣 中小企業の体質改善
の意味からいひましても、また時節柄
自由化問題等もありますので、この問
題は今後とも相当努力して参りたいと
思ふのでありますが、金利は三厘下げ

てこれだいいというものであつたらん
ごさいせん。今後とも資金量の拡大
と金利の低下というにつきまして
は、特段の努力をいたしたいと考へて
おります。

今お話しの手続が複雑であるとい
うのは、特に中小企業金融公庫の方にお
いてそういう事例があるようでありま
す。それは割合に新規の人が多いとい
うこと、それから設備金融が相当部分
を占めておるといふような関係からで
ございまして、これらの手続の簡素化
につきましても、部内を督励いたしま
して研究いたしたいと考へておりま
す。

○田中(武)委員 大臣は予算委員会の
関係があるやうでありますから、もう
けつこうです。先ほど北野さんは具
体的に五十億ほどはいいと言われた。
私は別に参考人の肩を持つといふこと
ではないですが、そういうような点も
十分考へてもらつて、この中小企業
あるいは零細企業の金融機関、いわゆる
政府三機関に対する予算措置につ
ては、通産大産としてのあなたの手腕
に、われわれは大きな期待を持つてお
りますから、一つ閣議、あるいは予算
のふんどりについては大いにがんばつ
てもらいたい、このように思います。

北野さんにちよつと、質問というよ
う希望になると思ふのですが、支所
すか、支店へ行つていろいろとあつせ
んしたり折衝したりするときに感じる
ことなんだが、すぐ保証をもらつてく
れと言われる。どうも考へると責任の
がれのような感じがするわけなん
です。もちろん金融機関とすれば一応大
事をふんで、そういうことを言ひのも
当然だろうが、そうすることによつて

實際上、保証料が金利と同じことにな
りますから、高い金利で借りるとい
ふことになる。そうすると手続もまた二
重にとらなければならぬといふことに
なるので、現在の運営について、保
証を取り付ける場合の一つの基準等も
考へてあるやうと思ひますが、大体支
店その他に対してどういふやうな御指
導をしておられるのか、あるいは基準
があれば一つ聞かしてもらいたい。

○北野参考人 今田中先生のおつ
しゃつたやうなことを、よく外部か
ら御注意をいただいております。私ど
もいたしましては、信用保証協会の
保証をつけることによりまして、中小
企業者の実質的な金利負担がふえる、
こつちの点からいいたしまして、どうし
ても信用保証協会の保証でもない貸
付に非常な無理があるといふ場合に限
定するやうにしたいことを、部内に徹
底させておるわけなんです。そして、
具体的な基準といふものは示し
ておりませんけれども、要するに信用
保証協会の保証をとらなければならぬ
といふ、ケース・バイ・ケースの具
体的な場合に限るといふことを、極力
徹底させておるわけでございます。今
後も、御指摘のやうなことがないよう
に十分注意をいたしたいと考へており
ます。

○田中(武)委員 希望なんです、ど
うも借りる方は弱いですから、それ
じゃ保証でもといふことで、結局あつ
せん融資といふのですか、保証協会へ
行つた、保証協会の保証をとつた、保
証協会の方から、こつちの保証がある
から貸してやつて下さい、こつちのふ
うに電話でもしてもらつた方が話が早
いといふやうなことが多いのですよ。

借りる場合です、少々高くなつても
がまんして、しよるがないと思つてお
るのですが、実際見ておつて気の毒で
す。かわいそうな立場でありますか
ら、そういう点は十分注意してもらい
たい。

それから、これは長官にお願いいた
しますが、ついでに中小企業公庫の総
裁にでも来てもらつたらよかつたので
すが、中小企業金融公庫の直貸しと代
理貸しの工合は、どういふやうになつ
ておりますか。

○小山政府委員 十月末現在の残高で
申しますと、代理貸しの方が約千百
億、直接貸しの方が二百六十億、大体
八割にはならぬと思ひますが、七割
五、六分程度が代理貸しでありまし
て、直貸しは残りの一割五、六分程度、
こつちのやうになつております。

○田中(武)委員 これは当委員会にお
いてもしよつちやう、たとえは相互銀
行から参考人に来てもらつたり何かし
て、がんでんがやつたことが何回もある
わけなんです、代理貸しといふのは
便利ではあるやうと思ひますが、し
かし、こゝに銀行に多いのですが、そ
の銀行の性格によると、われわれはた
から見ておつて、政府の資金で商売し
ておる、こつちの感じも受けるわけな
んです。そこで、できるだけ直貸しに
する、それがほんとうの政府機関とし
ての存在の必要性だと思ひます。と
ころが、そうすると人が足りないから
調査がおくれるとか、あるいは今言つ
たやうに、申し込んでから半年もかか
るといふやうなことで、窓口を利用す
る、こつちのやうになるわけなんです。
これは、前にもいつかこつちのやうに
いて希望を述べたと思ひますが、で

きるだけ直貸しにするやうに、と同時
に、それには中小企業金融公庫の調査
機構も整備する、こつちのやうに希望
しておつたと思ひますが、こつちの
方向に進んでもらいたいと思ひます。現
在では、これも何回も言ひたいと思ひ
ますが、ほんとうのところ、政府の資金で、し
かもそれに保証がついて、それで商売
をしなから、相互銀行の方は歩積み、
両建制度等々によつて、何だかわけの
わからぬことで苦しめられておるし、
銀行のおかんむりによつて政府資金す
ら借りられない、こつちのやうな点につ
いては、しよつちやう言ひたいと思ひ
ますが、十分検討してもらいたい、こ
のやうに思ひます。あと勝澤君から北
野さんに何か給与問題等があるやうで
すから……

○中村(幸)委員長代理 次は勝澤芳雄
君

○勝澤委員 私は北野さんに、特に最
近政府関係機関の職員の労働条件とい
いますか、こつちのやうな問題が少し問題に
なつておるやうな点で、その点二、三箇
單に御質問いたしたいと思つておりま
すが、業務の監督といふことが主務大
臣から出ておるわけなんです、あります
が、特に給与、労働条件については、
どの程度まで監督権といふものはなさ
れておるのございませうか。

○北野参考人 御承知のやうに、商工
中金は純粋の政府金融機関でございま
せんので、給与につきましても、予算
として政府の承認を受けるという形で
はございませぬけれども、実際給与
ベースにつきましても、これに準じた
扱いをとられておるわけでありま
す。銀行局の行政指導の形で、實際上了解

を得まして、それによつて給与の引き
上げ等を行なり、こつちの建前になつ
ております。

○勝澤委員 そうしますと、法律的に
言ひなれば、予算について承認を受け
る必要もなし、銀行局の精神的な指導
でやられておる、こつちのやうな
すね。

○北野参考人 銀行局の行政指導の一
番根本になります監督権限といふもの
は法律に出てゐるわけでございますか
ら、その大もととは法律によるわけ
でございますけれども、その運用のやり方
が行政指導といふ形になつておるわけ
であります。

○勝澤委員 そうすると、具体的な問
題で聞いた方が早いと思ひますが、
たとえば今回の年末手当といふのは、
公務員は二カ月といふことになつてお
るのですが、商工中金の場合はどう
なつておるのございませうか。

○北野参考人 事実上了解を得てきめ
るわけでございます。

○勝澤委員 具体的に……

○北野参考人 それで、大体銀行局に
おかれましたは、政府関係の金融機関
といふものの横のバランス、それから
また農林中央金庫とか商工中金とい
ふやうなものにつきましても、やはり一
般金融機関との関連といふやうなもの
も考へられてまして、大体農中と商工
中金は、いつも同じやうな行き方とい
ふことになつております。

○勝澤委員 それはわかつてゐるの
です。具体的に、公務員は二カ月だ、商
工中金は何か月かといふことをお聞き
したいのです。——具体的にこつちの
ことなんです。大体金融を比べてみま
すと、私は、商工中金といふのは、農

林中金なり、あるいは日銀、あるいは長期信用、これらに当たるのじゃないかと思ふのです。商工中金が農林中金に準じたというのはいわゆるのようですが、公務員は二方月で、商工中金が幾らで、日銀は幾らなんだ、一般の金融機関は幾らなんだ、そこでどの程度大蔵省からの指示、監督というものがなされておるか、具体的に言いますれば、一体理事長というのはいくつの程度まで職員との権限というものがあつたのか、ということをよく教えていただきたいと思ふのです。

○北野参考人 大体都市銀行十三行ございまして、その中からいふところ、中の下くらいのところと歩調を合せてやっております。本年度につきましては、下半期につきましては二・四カ月分でございます。これを十二月と来年三月に分けて配分しておるわけでございます。

○勝澤委員 そうすると、普通の金融機関に比べると実に悪い、こういうことなんでですね。

○北野参考人 都市銀行の非常にいいところと比較いたしますと、若干の格差があるわけでございます。都市銀行のずつと下の方と大体似たようなところになつております。まだ格差がございます。

○勝澤委員 そしてこの二・四というものは、先ほどの銀行局の行政指導によつてこうなつたのですか、どうなんですか。

○北野参考人 行政指導によつていろいろ話合つて、銀行局としても、われわれの立場、また全体的な金融機関の横のバランスというよりなものを考

えられて、結局話し合ひの結果、そういうふうに着いておるわけですね。

○勝澤委員 そうすると、日本銀行はどうなんですか。

○北野参考人 私、他の銀行のことはあまりよく存じません。

○勝澤委員 そうしますと、公務員に準ずるといふことが重点で、金融機関に準ずるといふのが薄いように思ふのですが、あなたの今までやられてきた経験で、どうなんですか。

○北野参考人 公務員に準ずるといふ考え方もときにはあるようござい

ますが、大蔵省関係金融機関と、さらに一般市中銀行というものの横の

らみ合ひでやっております。公務員との関係というものは、それはつきりとは出ていないようです。

〔中村(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

○勝澤委員 そうしますと、給与の状態は、役員の場合と職員の場合とはな

なふりになつておるのですか。そしてその決定というものはどういふふうにな

されるのでしょうか。

○北野参考人 実際上、大蔵省とよく話し合ひまして、そして大蔵省の事実上の承認を得てやっておりますわけであり

ます。その点は役員も一般職員も同様であります。

○勝澤委員 そうしますと、商工中金の組合は、職員組合ですか労働組合で

すかあるわけですね。その場合に団体交渉が行なわれる。しかしその団体交渉が行なわれた結論というものは、い

つも大蔵省の方の了解を得なければ実施ができない、こういう形になつてお

るのですか。

○北野参考人 その辺は人事当局と組合の執行部とよく話し合ひまして、執行部の方も商工中金の特殊性というものをよく理解してくれまして、今日までは円満にいつておるわけでありま

す。

○勝澤委員 円満にいつてきたという事実は、結局これは盲点になつておつたといふことだと思ふのです。騒いで

みて初めてわかつたといふ日赤のストと似たようなものになつておると私は

思ふのです。たとえば、今私が聞き及んだところによりますと、日本住宅公

団と住宅公団の労働組合と相談をされた内容について、両者が了解をしてお

るにかかわらず、大蔵省はこれについて異議を申し出ているということが伝

えられておるわけでありまして。そうすると、一体住宅公団の総裁というものは、仕事をさせる権限はあるけれども、職員の労働条件についてきめる権

限がないじゃないかといふことになつて、一体こんなばかしの労働慣行が、日本

のような国にあるだろうかといふことが、今言われておるわけ

です。今突き詰めていきますと、どうも北野さんもその点の資格が、どの辺ま

での権限があるかといふことがよくわからな

いわけですね。賃金を来年末また上げてくれといふ要求が出てくるよう

でありまして、そういうときには、あなたの場合においては、一々大蔵省にお伺

いを立てないといふこと、こういうことになられていまして、これは企業のや

り方としてははなはだまずいものじゃないだろうか、こ

監督が薄いと思ふのですけれども、国民金融公庫や中小企業金融公庫は、もつとよりひどい干渉が行なわれておると思ふのです。こ

ういふ建前から考へた場合に、最近こ

ういふ関係の總裁や理事長の人たちが集まられて、い

ろ御相談をされておるといふことも聞いておるのですけれども、

そういう問題はどういふふう

に論議をされて、またどういふふうにお考えをされておるの

でありましようか。

○北野参考人 そういふ問題は結局、銀行局も一般の客観情勢というふうなものは、よくおわかりになつておるわけ

でございますから、今後において

は、今のよう

な実上の制約がございまして、将来における問題の解決は

うまくいくかどうかと期待いたしておるわけ

であります。

○勝澤委員 給与の問題については、職員、役員とも大蔵省の方で相当相談をしなければと言われる。それから定員の問題もやはり同じこと

なんでしょ

うか。

○北野参考人 商工中金の方は幸いに予算の制約がございせんので、職員の増加につきましては自主的にやれるわけ

でございます。

○勝澤委員 予算の制約がないので、定員、人の方はいいけれども、今度は給与ベースの方については制約がある

といふのはよくわからないのです。予算の制約がなければ、給与の問題につ

いても理事長の自主的なもので行なわれるのじゃないかと思ふのですが、

その点どうなんですか、もう少し具体的に。

○北野参考人 給与ベースそのものが一般にいろいろ影響があるものでござ

いますから、事実上了解を得てやつておるといふわけ

でございますが、純然たる政府機関のように国家予算の中に入つておりませんだけに、人員の増加は中金独自の判断でやれる。ベース

そのものが問題になるというわけ

でございます。

なおつて加えて申し上げますと、福利厚生施設、たとえば住宅を提供する、

そういう実質給与の一部になります。予

算の制約がございせんので、比較的

なものであります。ただそれにつきましても、不動産取得率というものが問題

になりますから、これもその方の制約は受けま

すけれども、不動産取得の形でない福利厚生については、相当中金の自主性が認められ、その点では純然たる政府機関とは違ひがある、こ

ういふ状態でございます。

○勝澤委員 給与のベースを聞かなければわかりませんけれども、実際には私は先ほどの年末手当の例から考へれば、やはり公務員給与というものが基礎に考へられておるんじゃないだろ

は、これは北野さんに言っても私は無理だと思えますから、実情をお聞きしたわけでありませう。しかし給与の問題については、私は、あまり金融機関に準ずる給与でなくて、公務員を中心とした給与であるということで、業務の内容から比べてみたら、同じ仕事をしていたながら差があるという点では、大へんお気の毒のような状態になっておると思うのです。そういう点で、一つまた別の機会に私たちがあらためてこの問題を追及したいと思ひますけれども、その給与の問題は、これについても十分御検討いただいて、関係各所にはやはり要望をしていただきますようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○中川委員長 板川正吾君。

○板川委員 せっかく中金の理事長の北野さんが来たのですから、一、二御意見を承っておきたいと思ひます。委員長長の要望で、十二時になったら、一つ休憩をしようということが申し合はせになっておりますから、簡単にいたします。

二点だけお聞きしたいのですが、それは今度二十億円の出資によって、年三厘程度利子が下がる、これはけっこうであります。政府金融機関が利息が高くて、一般の民間経営の都市銀行が利息が安い、こういう実情に対して、北野さんはどういふお考えをお持ちですか。

それともう一つは、私、寡聞にして外国の事情は知りませんが、外国にもあるいはこういう金融機関の区分があるとするならば、外国の事情はどういうふうになっておるのでしょうか、こ

の点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○北野参考人 御承知のように、中小公庫、国民公庫は純然たる政府機関でございまして、全部政府資金で運営されておりますので、長期資金につきまして、現在でも九分三厘という状況でございまして、商工中金は、今までも何回か政府出資をふやしていただきましたし、それを財源の一部に充てまして、現在総平均でも年利九分六厘余りになっておりますが、現在中小公庫とも比較いたしますと、年三厘の差があるわけでございます。私どもとしては、かねがねこの年三厘の差も縮めまして、中小公庫、国民公庫と同様にしていただきたいというところをお願いしておりますけれども、商工中金は、御承知のように、いわゆる半官半民でございまして、しかも先ほどちょっと御報告いたしましたように、運用いたしまし資産の半分以上を商工債券に依存しておるわけでございます。商工債券の発行条件からいたしまして、かなりコストが高いわけでありまして、そのためになかなか利下げができない。それをよくよく今申しましたように、政府の御援助を得てここまで持ってきた、こういう状況でございます。中小企業の業界といたしましては、いつもいわれますことは、大企業に比較して金利の負担が非常に重い、しかも商工中金については御承知のように組合金融が本体であります。中小企業者が組合を作つて、その共同の力で初めて育成ができる、その金融の裏づけをするわけでありまして、組合金融は特に優遇していただきたいというのが、業界はもちろ

ん、私どもの希望なのでございますけれども、現実問題として政府の出資、言いかえしますと無利子のお金を政府からお借りするという形でよく引き下けておる、こういう状況でございます。なので、なかなかこれが理想通りには参らぬ、こういう状況でございます。なお、一般市中銀行と比較いたしますと、決して安くはございませんけれども、しかし長期の金利なんかにつきましても、実態はよく把握できないのでございまして、さほど高くないというところはあります。それともう一つは、運転資金等につきましても、いわゆる歩積みとかあるいは強制的な預金とかいうものがございませうだけに、実質金利というものが、もちろん安くはございませんけれども、さほど高くないというところはあります。

外国のことは私あまり存じませんが、アメリカなんかは、御承知のようによい、一般の金利水準も低いわけでございます。それから日本の中小公庫に似た中小企業者が直接貸付をしておる。これなんか確かに安いわけでありませう。しかしアメリカも金融ベースといひます。それから切り切っております。相手方の資金信用なり事業の将来の見通しというところにつきまして、かなり金利の上では差別をしておるよう聞いておるのでございます。

○板川委員 今商工中金等では歩積みや両建ては全然やっておりますが、そういうことおっしゃられましたか、そういうことは全然やっておりますか。

○北野参考人 いわゆる歩積み、両建てという形はとっておりません。そしていわゆる強制的な預金というものはや

らないというところにいたしておるのであります。ただ実際問題として、やはり組合にも余裕金のあります場合には、できるだけ商工中金に預けてもらいたい。それは、実際商工中金から金を借りて、それをすぐ市中銀行へお預けになるといふような先もないではないのであります。そういうのはできるだけ商工中金に預けていただきたいというので、よくお話し合いをいたしまして協力を求めているわけでありまして、決して無理はいたしておりません。

なお御承知のように、商工中金は組合その他組合員等の預金しかいただけない機関でございますので、結局相互共同の組織、共同の精神というものに訴へまして、御協力をいただいております、こういうわけでありませう。

○板川委員 私は実質的に両建て預金、歩積み預金の制度が中金の中にある、こう聞いておつたものですから申しましたが、ないということならばけっこうなんです。

それから先ほどの説明の中で、北野さんは合理化や自由化に対して、長期の運転資金が非常にふえてきた。しかも長期というのは、一年以上の貸付の条件のものが、こうおっしゃいました。が、こういう傾向で間違ひございせんか。

○北野参考人 設備資金が非常にふえてきておるといふことと同時に、短期の資金の方も、生産高がふえ、あるいは取り扱ひ高がふえるというので、短期の運転資金というものもふえておるわけでありませう。

○板川委員 先ほどの説明で、運転資金の中で長期的なものがふえておる、

こういうふうにおっしゃつたのです。が、この資料の三ページで逆の結論が出ておるから、私の聞き違ひか、それともどういふことかと思つたと思つたのですが……。

○北野参考人 長期の運転資金のふえ方はさほどひどくないのでございませう。もちろん絶対額は若干ふえておりますけれども、ふえ方がさほどひどくない。それに比較いたしますと、長期の設備資金、それから短期の運転資金というもののふえ方が多い、こういうわけでございます。

○板川委員 その点はこの資料の方が正しいというところに解釈します。若干違つてはいるようですから……。

それでは、また次の機会に中小企業庁長官にお伺いしたいと思います。きょうはこれで終わります。○中川委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は来たる二十日火曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕
海外経済協力基金法案（内閣提出第三号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年十二月二十日印刷

昭和三十五年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局